3　前項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項各号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

第二十三条の四第一項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第二項中「当該」を「法第三十条の五第一項の規定による」に、「在外選挙人名簿に登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条に次の二項を加える。

3　市町村の選挙管理委員会は、必要に応じ、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格（法第三十条の六第二項に規定する在外選挙人名簿の被登録移転資格をいう。次項及び第二十三条の五の二第三項において同じ。）につき調査しなければならない。

4　在外選挙人名簿登録移転申請者は、法第三十条の五第四項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

第二十三条の五の見出しを「（在外選挙人名簿の被登録資格の確認等）」に改め、同条第一項中「の当該」を「に係る当該」に、「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「における在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第三項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「における在外選挙人名簿の被登録資格」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等）

第二十三条の五の二　法第三十条の五第五項の規定により市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。

2　法第三十条の五第六項の規定により外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定による住所に関する届出その他の方法により知つた当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとする。

3　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならない。

第二十三条の六の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「在外選挙人名簿の登録の申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に改め、「（第二十三条の十四において「経由領事官」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならない。

第二十三条の七第一項中「法第三十条の六第三項に規定する」を削り、同条第二項中「添えて、」の下に「在外選挙人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「第二十三条の四第一項及び第二項」に、「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に、「当該申請」を「法第三十条の五第一項の規定による申請」に、「「在外選挙人名簿に登録される資格」を「「在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第二項の規定による」を加える。

第二十三条の八第一項中「には、」の下に「在外選挙人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第一項の規定による」を加える。

第二十三条の九第一項中「者は、」の下に「国内の市町村（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村を除く。）の」を加え、「又は」を「若しくは」に、「において住民票が新たに作成された」を「の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された」に改め、「経過した場合」の下に「（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された場合を除く。）又は第二十三条の十四第二項の規定による通知を受けた場合」を加える。

第二十三条の十第一項中「氏名、」を「氏名及び」に改め、同条第二項中「第三十条の六第三項の規定による」を「第三十条の六第四項若しくは第五項の規定による在外選挙人証の」に、「及び」を「又は」に、「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第二十三条の十三を次のように改める。

（在外選挙人名簿の表示の消除）

第二十三条の十三　市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により、法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者についてその事由がなくなつたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示をされた者（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村において新たに住民票が作成された者に限る。）について当該市町村に法第三十条の五第四項に規定する国外転出届がされた後に当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。ただし、当該表示がされた日以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでない。

第二十三条の十四第一項中「第三十条の十一」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加え、「経由領事官」を「法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の経由に係る事務を行つた領事官（次項及び第三項において「経由領事官」という。）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一（第三号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び経由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

第二十三条の十五中「登録の際に登録されるべき」を「在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿の登録の移転に係るものを除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。）の際に在外選挙人名簿の登録をされるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

2　外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたこと（その者の国外における住所に関するものに限る。）を知つたときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二十三条の十七第一項中「氏名、」を「氏名及び」に改める。

第二十三条の十八の見出しを「（申請等に関する書類の保存）」に改め、同条第一項中「法第三十条の五第一項」を「市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされた者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされた者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項」に改め、「申請、」の下に「第二十三条の三の二第二項若しくは」を、「関し、」の下に「当該」を加え、「以下「申請書等」という。）は、次項に規定するものを除き、当該申請書等」を「）を、これらの書類」に改め、「市町村の選挙管理委員会において」を削り、同条第二項を次のように改める。